

令和 5 年 2 月 22 日

関係者各位 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

### 介護サービス事業所の指定の一部の効力の停止処分について

日頃から、本市の介護保険行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
このたび、本市は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づき、下記のとおり処分を決定いたしました。

介護保険料や公費を財源として運営されている介護保険制度において、不正に報酬を請求し、受け取ることは、介護関係事業者に対する利用者の信頼を失うのみならず、介護保険制度全般に対する市民の信頼を損ないかねないため、絶対に許されることではありません。各介護保険事業所におかれましても、運営基準をはじめとした法令を遵守し、適正な介護事業の運営を行うよう、一層の徹底をお願いします。

#### 記

#### 1 処分の対象となる事業者及び事業所

##### (1) 事業者

名古屋市中川区に所在する営利法人

##### (2) 事業所

名古屋市中川区に所在する居宅介護支援事業所

#### 2 処分の内容

決定した処分	効力停止の内容	効力停止の期間
指定の一部の効力の停止	新規利用者の受入を停止する	令和 5 年 3 月 1 日から
	介護給付費の請求の上限を7割とする	令和 5 年 5 月 31 日まで

#### 3 処分の原因となる事実

運営基準減算に該当する事実があることを知りながら、居宅介護支援費について同減算を適用せず、また、運営基準減算に該当する場合は特定事業所加算を算定することができないことを知りながら、同加算を算定して請求を行った。（法第 84 条第 1 項第 6 号に該当）

#### 【問合先】

居宅指定係 電 話 9 7 2 - 3 4 8 7

指 導 係 電 話 9 7 2 - 3 0 8 7

F a x 9 7 2 - 4 1 4 7